

山梨県公報

第千二百五十号

平成十三年

十二月十日

月 曜 日

目次

腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除	六四一
保安林の指定の予定(三件)	六四一
保安林の指定施業要件の変更の予定	六四三
道路の区域変更	六四三
県営土地改良事業の完了(三件)	六四三
収納代理金融機関の指定の一部改正	六四三
公告	六四三
平成十三年度准看護婦試験の実施	六四三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六四四
一般競争入札について	六四四

告示

山梨県告示第五百二十八号
 山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定によるみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成十三年山梨県告示第四百四十四号)は、解除する。
 平成十三年十二月十日
 山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第五百二十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 平成十三年十二月十日
 山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所
 南巨摩郡早川町大字千須和字栗尾八七三、八七四、千須和字宮城一四三五、一四三六、京ヶ島字播磨沢一〇八二の五、一〇八四の三、中富町大字日向南沢字南沢六〇八、六〇九、七三七、七四九、七五一から七五三まで

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字栗尾八七四・字宮城一四三五・一四三六・字南沢六〇八・六〇九・七五一から七五三まで(以上八筆)について次の図に示す部分に限る。(字播磨沢一〇八二の五、一〇八四の三)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百三十号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 平成十三年十二月十日
 山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所
 南巨摩郡南部町大字下佐野字インノ四八七の一、四八八の一、四八九の一、増穂町平林栃窪三〇七四、三二三五の一、三二四五の一、三二五四、三二六〇

二 指定の目的
 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月十日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

西八代郡市川大門町八之尻字上差山三二二四の一、三二二六、三二三四、南巨摩郡富沢町大字福土字南又一八七三六、身延町身延字南谷四二七七の一、四一七八の一、四一七八の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字上差山三二二四の一・三二二六・三二三四・字南又一八七三六・字南谷四一七七の一・四一七八の一・四一七八の三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十三年十二月十日

山梨県知事 天 野 建

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大字横根中字上の山（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字樋の上字萩平四二九・四三一・四三二の一・四三三の三・四三三・四三三・四三三・四三三の一・四三九・四四〇・四四一の一・四四二の二・四四二の二・四四三から四四五まで・南部町大字上佐野字柘広一〇六五の一・一〇六五の二・一〇六六・一〇六九の一・一〇七〇・字黒枯一三四〇（以上三筆国有林）、一三四一・字栃廣一〇六一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字西乗（国有林。次の図に示す部分に限る。）、甲府市上積翠寺町洞一八五五の一・和町町内三〇〇四の一・古府中町大日影三四八六の一・善光寺町板垣山三二四一（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、小松町十二天六二六・塚原町一三三〇（以上二筆国有林）

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 甲府市上積翠寺町洞一八五五の一・和町町内三〇〇四の一・古府中町大日影三四八六の一・善光寺町板垣山三二四一・小松町十二天六二六（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、塚原町一三三〇（国有林）

(二) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。
 洞一八五五の一・板垣山三二四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 村ノ内三〇〇四の一、大日影三四八六の一、十二天六二六、塚原町一三三〇
 (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに甲府市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十四年一月四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十三年十二月十日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 天 野 建
- 二 路線名 八代芦川三珠線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
東八代郡八代町大字竹居字大口山五七四〇番の一―五二地先から東八代郡芦川村大字上芦川字松尾二〇〇六番地先まで	五・〇	九・〇	二二・五	一五九六・〇
	二二・五	二二・五		
	二二・五	二二・五		
	九・〇	九・〇	二二・五	一〇八〇・〇
	二二・五	二二・五	二二・五	一〇八〇・〇

山梨県告示第五百三十四号

県営土地改良事業（上萩原第二地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成十三年十月十一日をもって完了した。

平成十三年十二月十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第五百三十五号

県営土地改良事業（中牧地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成十三年三月六日をもって完了した。

平成十三年十二月十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第五百三十六号

県営土地改良事業（境川三期地区一般農道整備事業）の工事は、平成十三年十月三十日をもって完了した。

平成十三年十二月十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第五百三十七号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第二十七号）の一部を次のように改正する。

平成十三年十二月十日

山梨県知事 天 野 建

昭和四十九年山梨県告示第二十七号の表中

支店	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目一番二番	甲府支店
を	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目一番二番	に改める。

公 告

●平成十三年度准看護婦試験の実施

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成十三年度准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成十三年十二月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 試験日時
平成十四年二月二十三日(土)午前十時から午後零時十分まで
 - 二 試験場所
甲府市池田二丁目六番一号 山梨県立看護大学
 - 三 試験方法
学科試験
 - 四 試験科目
保健婦助産婦看護婦法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第二十三条に規定する科目
 - 五 受験資格
保健婦助産婦看護婦法第二十一条各号のいずれかに該当する者
 - 六 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 受験資格を有することを証明する書類
 - 4 写真(出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
 - 七 受験手数料
六千九百円(受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。)
 - 八 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。
 - 九 受験願書の受付期間
平成十四年一月十七日(木)から同月二十四日(木)まで。ただし、郵送による場合は、平成十四年一月二十四日までの消印のあるものは有効とする。
 - 十 受験願書の提出先
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当
 - 十一 その他
詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当(電話〇五五 二二三 一四八三)に問い合わせること。
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年十二月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中巨摩郡竜王町竜王字判家塚一〇六六の一、一〇六六の四、一〇六六の五、一〇六六の六、一〇六六の七、一〇六六の八、一〇六六の九、一〇六六の一〇及び一〇六六の一
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市下石田二丁目十五番七号 株式会社 テイジン 代表取締役 保坂貞仁

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年十二月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品等の名称及び数量
密閉式堆肥発酵機一式
 - 2 購入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限
平成十四年三月二十七日
 - 4 納入場所
知事が指定する場所
 - 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十三年山梨県告示第九号)の一に定める競争入札に参加することが出来る者であること。
- 2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
- 3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所
平成十三年十二月十九日午後二時三十分 山梨県庁県民情報プラザ会議室
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成十四年一月二十四日午後一時三十分 県民会館四〇二会議室
- 5 郵送による入札書の受領期限
平成十四年一月二十三日午後四時
- 6 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
規則第二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金
入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否
要

4 その他
詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured
Airtight fermentation apparatus for making fertilizer 1 set

2 Date and time for tender
1:30PM January 24,2002

3 Bureau in charge
Procurement 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番